

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(競争入札参加者の資格審査等)</p> <p>第108条の2 知事は、政令第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定に基づき一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合において、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下この節において「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約をいう。以下この節において同じ。）の締結が見込まれるときは、その定めるところにより、随時（工事の請負にあつては、知事が必要と認める時期）に、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をしなければならない。</p>	<p>(競争入札参加者の資格審査等)</p> <p>第108条の2 知事は、政令第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定に基づき一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合において、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下この節において「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約をいう。以下この節において同じ。）の締結が見込まれるときは、その定めるところにより、随時（工事の請負にあつては、知事が必要と認める時期）に、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をしなければならない。<u>この場合において、知事は、資格がないと認めた者から求めがあつたときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。</u></p>
<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>
<p>4 知事は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項（工事の請負にあつては、第3号に掲げる事項を除く。）を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>4 知事は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項（工事の請負にあつては、第3号に掲げる事項を除く。）を明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 政令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格に関する文書を入手するための手段</u></p>
<p>5 [略]</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第108条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第93条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、15日）」とあるのは「40日（一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日）」と、「新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、10日）」とあるのは「10</p>	<p>5 [略]</p> <p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第108条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第93条の規定の適用については、同条中「10日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあつては、15日）」とあるのは「40日（一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日。<u>ただし、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限る。</u>）」と、「新聞紙、掲示その他の方</p>

日」と読み替えるものとする。

(一般競争入札についての公告事項)

第108条の4 前条の規定により読み替えられた第93条の規定による公告は、第94条各号に掲げる事項及び第95条の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についてもするものとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

2 [略]

(指名競争入札の公示等)

第108条の5 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

(指名競争入札の参加者の指名)

第108条の6 契約担当者は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、第104条第2項の規定による通知を行うときは、前条第1項の規定による公示をした日以後、その入札期日の前日から起算して40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前）までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日前までに短縮することができる。

(入札説明書の交付)

第108条の9 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争入

法」とあるのは「岩手県報」と、「5日（1件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、10日）」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

(一般競争入札についての公告事項)

第108条の4 前条の規定により読み替えられた第93条の規定による公告は、第94条各号に掲げる事項及び第95条の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についてもするものとする。

(1) [略]

(2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

2 [略]

(指名競争入札の公示等)

第108条の5 [略]

2 特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとする場合における第104条第2項の規定による通知は、同項の規定により通知しなければならない事項及び第95条の規定により明らかにしなければならない事項のほか、前条第1項第1号及び第4号に掲げる事項についてもするものとする。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

(指名競争入札の参加者の指名)

第108条の6 契約担当者は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、第104条第2項の規定による通知を行うときは、前条第1項の規定による公示をした日以後、その入札期日の前日から起算して40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前。ただし、最初の契約に係る同項の規定による公示において最初の契約以外の契約に係る同項の規定による公示を少なくとも24日前に行う旨規定した場合に限る。）までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日前までに短縮することができる。

(入札説明書の交付)

第108条の9 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争入

札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、これらの競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項について説明する文書を交付するものとする。

(1) 第108条の4第1項又は第108条の5第3項の規定により公告又は公示をするものとされている事項 (第108条の4第1項第2号及び第5号に掲げる事項を除く。)

(2)～(4) [略]

(5) [略]

札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、これらの競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項について説明する文書を交付するものとする。

(1) 第108条の4第1項又は第108条の5第4項の規定により公告又は公示をするものとされている事項 (第108条の4第1項第3号及び第6号に掲げる事項を除く。)

(2)～(4) [略]

(5) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

(6) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成26年4月16日から施行する。
- 2 この規則による改正後の会計規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。